資料１

第２期厚木市消防力整備計画　進捗状況について

１　策定の趣旨

➢　平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度までを計画期間として第１期厚木市消防力整備計画（以下「第１期計画」という。）を策定し、「命と暮らしを守る社会の実現」を目指して各施策に取り組んできました。

➢　近年の全国で発生している災害や事故を見ると、複雑・多様化、また、大規模化する傾向にあり、大規模地震や台風などによる豪雨災害の発生が頻発し、消防に期待される役割は大きくなっています。

➢　消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和３（2021）年度を始期とする第２期厚木市消防力整備計画を策定します。

２　計画の位置付け

➢　第 10 次厚木市総合計画の個別計画とします。

➢　消防組織法や厚木市地域防災計画等との整合性を図ります。

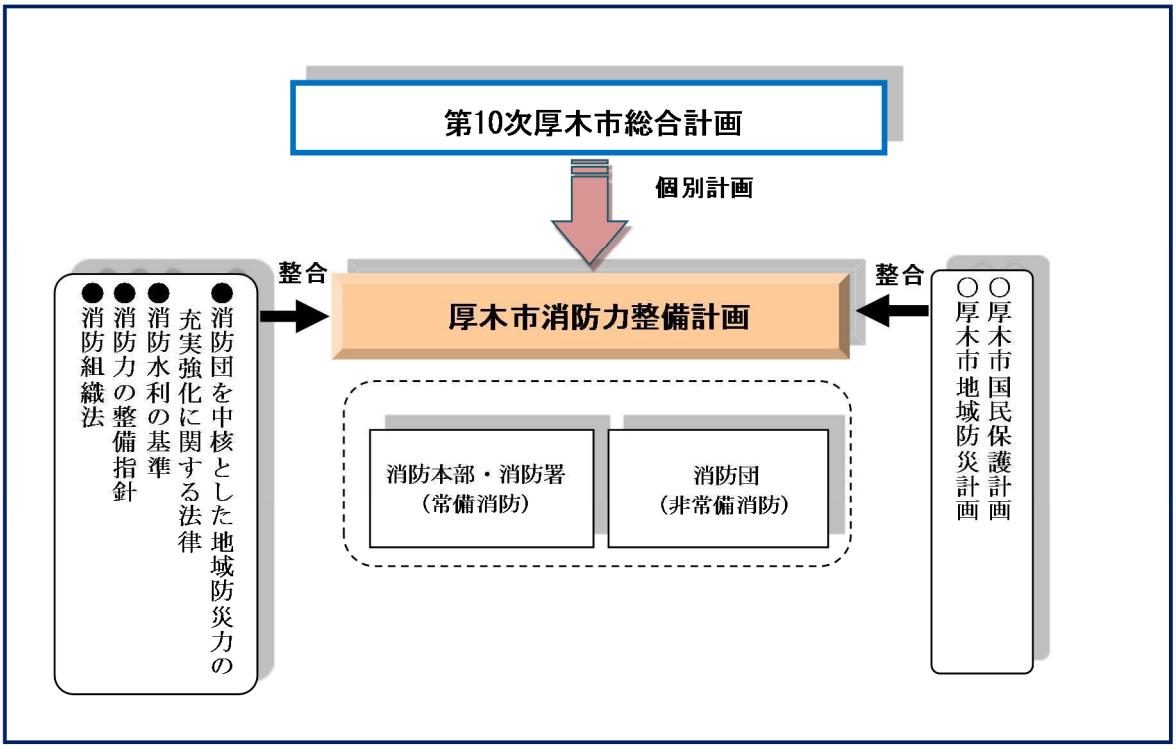

３　計画期間及び進行管理

- ➢　令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間とします。
- ➢　計画に基づく実施計画は、令和５（2023）年度に見直しを行います。
- ➢　ＰＤＣＡサイクルに沿って、第２期計画に基づき策定する実施計画において、設定する成果指標により、達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

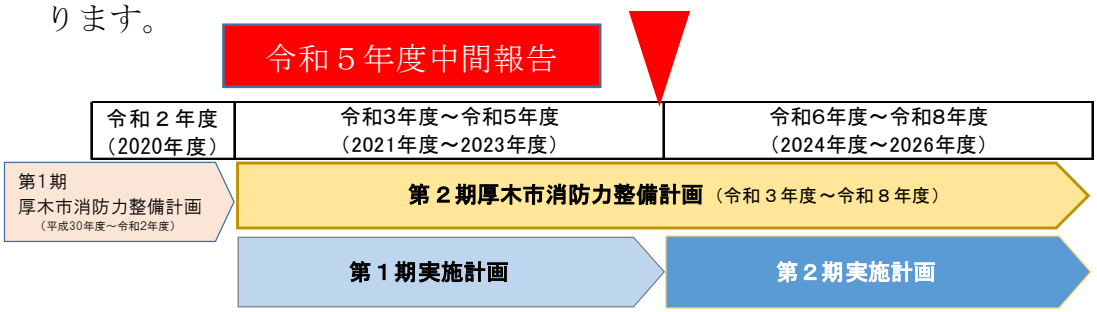

４　厚木市の消防力

※ 令和２年４月１日現在

- ➢ 組織体制　　１本部・２消防署・７分署
- ➢ 消防職員条例定数　253 人（神奈川県消防学校派遣の初任教育生等を除く。）
- ➢ 消防車両数　消防ポンプ自動車　10 台　　救助工作車　２台
  高規格救急自動車　10 台　　はしご車　　２台
  水槽付消防ポンプ自動車　２台　化学消防ポンプ自動車　２台

※ 令和５年４月１日現在

- ➢ 組織体制　　１本部・２消防署・７分署
- ➢ 消防職員条例定数　266 人（神奈川県消防学校派遣の初任教育生等を除く。）
- ➢ 消防車両数　消防ポンプ自動車　10 台　　救助工作車　２台
  高規格救急自動車　11 台　　はしご車　　２台
  水槽付消防ポンプ自動車　２台　化学消防ポンプ自動車　２台

※ 令和２年４月１日現在

- ➢ 消 防 団　　１団・８個分団・52 個部　　団員 524 人（条例定数 579 人）

※ 令和５年４月１日現在

- ➢ 消 防 団　　１団・８個分団・52 個部　　団員 511 人（条例定数 579 人）

５　災害発生件数の推移

- ➢　火災件数は、平成 27（2015）年に 76 件発生し、その後、減少傾向にあります。
- ➢　救急件数は、増加しており、令和４年は 13,000 件を超え、過去最多となりました。
- ➢　救助件数は、平成 30 年に過去最多となっており、おおむね横ばいで推移しています。

【平成 27 年から令和５年までの災害発生件数の推移】

（件）

	平成27年（2015年）	平成28年（2016年）	平成29年（2017年）	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和２年（2020年）	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）
火　災	76	68	60	55	56	48	62	57	49
救　急	10,951	11,293	11,612	12,471	12,370	10,600	11,392	13,008	11,391
救　助	112	143	143	198	193	192	184	167	167

※令和５年は、10 月 31 日現在

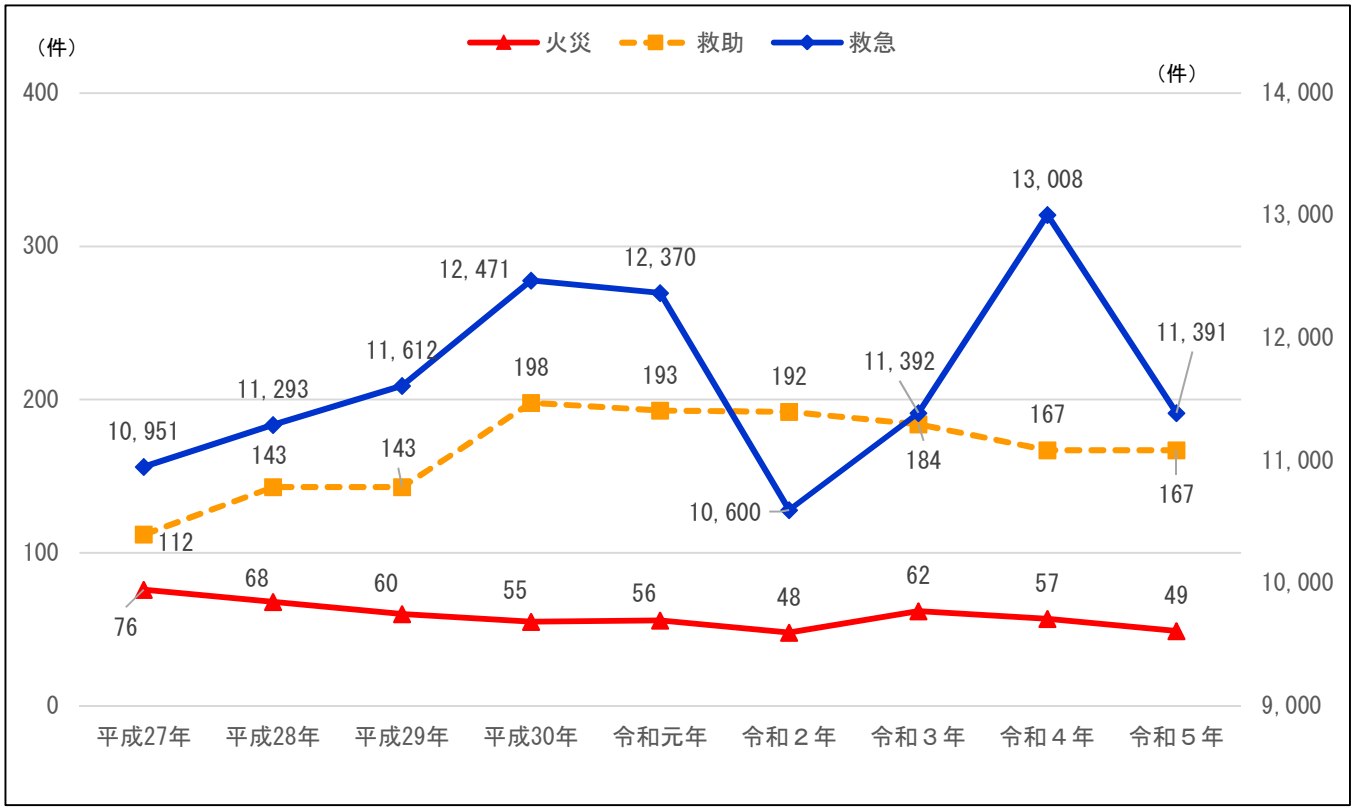

６　計画の目標

➢　あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、「消防体制の充実」、「救急体制の充実」、「火災予防対策の推進」を単位施策の３本柱として掲げ、「消防力の充実・強化」に取り組みます。

≪あらゆる災害から市民の生命、財産を守る≫

消防力の充実・強化

単位施策１　≪消防体制の充実≫

◆あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化

①　消防組織の整備充実
②　消防装備・消防水利の充実
③　警防業務の充実
④　通信指令体制の強化
⑤　消防団の充実

単位施策２　≪救急体制の充実≫

◆市民協働による応急救護体制の強化

①　救急高度化の推進
②　応急手当普及啓発の推進
③　救急需要対策の推進

単位施策３　≪火災予防対策の推進≫

◆地域や事業所と連携した火災予防対策の推進

①　住宅防火対策の推進
②　防火管理体制の充実
③　危険物施設の安全確保の強化

※　整備計画についての持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取り組むべき目標については、「⑪住み続けられるまちづくりを」、「⑬気候変動に具体的な対策を」、「⑰パートナーシップで目標を達成しよう」としています。

単位施策１　あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化 ≪消防体制の充実≫

現状と課題

近年の事故や災害は、複雑・多様化、大規模化しており、また、都心南部直下地震や台風などの豪雨災害の発生も危惧される中、消防・防災の拠点施設である消防庁舎を始め、消防車両や資機材を整備するほか、専門的で高度な知識・技術を有する職員の人材育成や消防団組織の充実強化に取り組む必要があります。

施策の方向１	消防組織の整備充実

１　消防庁舎の整備

➢　地域の消防・防災拠点である相川分署及び南毛利分署を移転整備し、消防体制を強化します。

【中間報告】

地域の消防・防災拠点である相川分署及び南毛利分署を移転整備し、供用を開始しました。（令和３（2021）年度）

市民の安心・安全を担う、消防防災の拠点施設である相川分署と南毛利分署が完成したことにより、消防力の充実強化が図られました。

相川分署については、大規模災害時の消防機能継続に万全を期するため、自家用給油施設を整備し、燃料の確保に備えるほか、消防隊員を後方から支援する拠点機能形成車を配備し、本市南部の消防・防災の拠点施設として機能を強化しました。

南毛利分署については、県道・市道両方面へ車両動線を確保したことで、より迅速な出動が可能となったこと、また、消防団施設を併設し、同敷地内で消防団との合同訓練も可能となりました。

南毛利分署
敷地面積　2610.74 ㎡
延べ面積　772.79 ㎡

相川分署
敷地面積　2286.40 ㎡
延べ面積　922.10 ㎡

➢　消防本部（厚木消防署本署）庁舎（築 48 年）の建て替えを検討します。

【中間報告】

厚木消防署は、老朽化に加え、車庫の狭あい化や出動時の動線など、機能面に課題があることから、中心市街地における消防・防災の拠点施設としての機能強化を図るため、現在、建て替えについて、検討しています。

➢　睦合分署と併設する消防訓練場を再整備します。

【中間報告】

睦合分署消防訓練場は、再整備が完了し、限られた敷地を有効に活用できるよう、敷地全体の土木工事及び照明設備工事を実施するとともに、より実践的な火災想定訓練ができる模擬家屋を設置しました。（令和４（2022）年度）

近年火災件数が減少する中で、現場経験の少ない消防職員や消防団員が多くいることから、模擬家屋を用いた実践的な訓練により、消火技術の向上を図るほか、臨機に対応できる職員を育成し、消防体制を強化しました。

また、消防操法エリアの移設と併せて、屋外照明器具のＬＥＤ化に取り組み、環境負荷を低減しました。

２　組織体制の強化

➢　消防本部機能と市役所庁舎との一体整備に伴い、消防組織体制の見直しを検討します。
➢　都市基盤の整備等を捉えて、消防・救急体制の見直しを検討します。
➢　新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、勤務体制を見直します。

【中間報告】

消防組織体制を強化するため、消防職員の条例定数を改正しました。

高齢化の進展等により、増加する救急需要のほか、近年の複雑多様化する各種災害等の 119 番通報に迅速・的確に対応するため、消防本部機能（消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課）の複合施設（中町第２－２地区）への移転に合わせ、指令課職員を増員するとともに、令和５年４月からの公務員の定年引上げに対応するため、消防職員の定数を改正しました。

（条例改正の内容）

消防職員の定数を 253 人から 266 人へ 13 人の増員改正

３　職員の人材育成

➢　各種資格取得研修や消防教育機関等へ派遣し、高度で専門的な知識・技術を持つ職員の人材育成に努めます。

【中間報告】

各種研修等における職場内へのフィードバックを行い、更なる職場教育の充実を図りました。

施策の方向２	消防装備・消防水利の充実

消防車両・消防資機材・消防水利の整備

➢　機能性や操作性に優れた消防車両や消防資機材を計画的に整備します。

【中間報告】

消防車両及び消防資機材の更新については、より効果的かつ効率的な消防活動が展開できる車両や資機材を整備しました。

化学消防ポンプ自動車については、車両上部に放水銃を装備し、高発泡器や中発泡器など、最新鋭の資機材を積載しました。

本部指令車については、環境に配慮したＥＶ車両をベースとして車両更新し、大規模災害など非常時には、電源供給の出来る装備を積載しました。

高規格救急自動車については、感染症対策を考慮した資機材を積載することで、隊員の安全を確保し、万全の態勢で救急活動の出来る車両を整備しました。

ＥＶ本部指令車

化学消防ポンプ自動車

高規格救急自動車

➢　大規模地震の発生に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備します。

【中間報告】

三田３丁目くすのき公園内に耐震性防火水槽を整備するため、令和３（2021）年度に実施設計を行い、令和５（2023）年度に耐震性防火水槽設置工事を行います。

耐震性防火水槽設置　40ｔ

施策の方向３	警防業務の充実

大規模災害への対応

➢　大規模地震や台風などに備え、より実践的な訓練を実施し、即応体制を強化します。

【中間報告】

本市が被災したという想定の中で、消防対策本部の設置訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図りました。（令和３（2021）年度から令和５（2023）年度）

震災対応訓練では、市内で震度６弱を観測したという想定で、ロールプレイング方式の図上訓練を行うとともに、集団救急対応訓練をセミブラインド方式による実践的な訓練を実施し、災害対応力の向上を図りました。（令和５（2023）年度）

また、緊急消防援助隊の受援を想定した、相模原市消防局指揮支援隊との合同訓練を実施することにより、指揮支援隊との連携の確認や受援時の課題等を抽出し、実災害時に即した訓練を実施しました。（令和５（2023）年度）

ロールプレイグ方式の図上訓練

相模原消防指揮支援隊との合同訓練

集団救急訓練

➢　消防団を始め、他都市消防本部や警察などの関係機関との連携強化を図るとともに、応援・受援計画を見直し、消防広域応援体制を確保します。

【中間報告】

消防団と連携した実践的な合同訓練を始め、応援協定に基づく航空機（ヘリコプター）を使用した山岳救助合同訓練のほか、国や県、近隣消防局合同による宮ケ瀬湖での遊覧船事故を想定した合同訓練を実施し、他機関との連携強化を図りました。（令和５（2023）年度）

また、厚木市消防応援等実施計画及び厚木市消防受援計画の一部を改正し、いざという時に、より活動しやすいよう、計画内容や付属資料等を整理しました。（令和３（2021）年度）

近隣消防局の航空隊との山岳救助合同訓練

消防団と連携した合同訓練

施策の方向４	通信指令体制の強化

➢　緊急度判定や口頭指導を迅速・的確に行うため、救急に係る教育体制を強化します。

➢　市役所庁舎と消防本部機能の一体整備に伴い、指令業務の専従化や近隣消防本部との共同運用を検討します。

【中間報告】

緊急度判定や口頭指導を迅速・的確に行うため、救急救命士の資格を持つ指令課員により、救急に係る教育を計画的に実施しました。

市役所新庁舎と消防本部機能の一体整備に伴い、令和５年２月定例会において、指令業務の専従化を図り、消防指令体制を強化するため、厚木市職員定数条例の改正をしました。

また、近隣消防本部と高機能消防指令センターの共同運用について検討を重ねましたが、次期の移転整備については、単独整備とし、通信指令体制の強化を図ります。

高機能消防指令センター

119 番受信時の様子

施策の方向５	消防団の充実

➢　消防団協力事業制度や学生消防団活動認証制度を活用するとともに、広報媒体や各種イベントなどの様々な機会を捉え、加入促進に努めます。

【中間報告】

消防団員の加入促進事業を強化するとともに、消防団の負担軽減について検討しました。

少子高齢化の進展や就業構造の変化などにより、消防団員が減少傾向にあることから、消防団の活動環境の整備や処遇改善に取り組むほか、消防団ふれあい広場など、様々な機会を捉えて加入促進を図るとともに、ＳＮＳや学生消防団活動認証制度などを活用し、若い世代に対しても、消防団の必要性や重要性を広くＰＲし、消防団員の確保に努めました。

また、本市の実情に応じた消防団活動の在り方などについて、消防団の意見を伺いながら、地域防災の要である消防団員の負担軽減や活動環境の更なる充実に向け検討しました。

インスタグラム

Instagram

ATSUGI.119_OFFICIAL

フェイスブック

facebook

厚木市消防本部

➢　施設や車両、装備品の更新整備による活動環境の充実を図ります。

【中間報告】

消防団器具置場については、災害に強いまちづくりを推進するため、木造の建物を鉄骨造に計画的に建替えし、地域の消防・防災の拠点施設として、耐震性の強化を図りました。

また、消防団車両については、消防団員の負担軽減のため、ＡＴ車を導入するとともに、最新鋭の小型動力ポンプを配備するほか、機能性に優れた防火衣や活動服などを整備し、消防団の活動環境の充実を図りました。

器具置場の整備状況

小型動力ポンプ付積載車

単位施策２　市民協働による応急救護体制の強化
≪救急体制の充実≫

現状と課題

高齢化の進展や社会構造等の変化により、今後も増加傾向にある救急需要への対応が求められていることから、応急手当の普及啓発を推進するとともに、医療機関と連携して適切な救急医療サービスが提供できるよう、救急体制を強化する必要があります。

施策の方向１	救急高度化の推進

- ➢ 高度救命処置が実施できる認定救急救命士の計画的な養成を図ります。
- ➢ 医療機関と連携した救急体制の強化を図ります。
- ➢ 指導救命士を計画的に育成し、救急教育体制の充実を図ります。

【中間報告】

救命率の向上を図るため、高度な応急処置ができる認定救命士を計画的に養成し、令和５年 10 月末現在、29 人（気管挿管、ビデオ喉頭鏡気管挿管、薬剤投与）の認定救命士を養成しました。

また、救急隊員の生涯教育等の充実を図るため、計画的に５人の指導救命士を養成し、救急業務に携る職員に対し、知識や技術の指導を実施しました。

医療機関と連携した医師同乗出動件数については、令和３年度は 180 件、令和４年度は 120 件、令和５年度は 10 月末現在で、67 件の医師同乗により出動し、適切な救急医療サービスの提供ができました。

ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管の訓練

施策の方向２	応急手当普及啓発の推進

- ➢ 年齢層に応じた救命講習会を実施し、市民救命力の向上に努めます。
- ➢ 応急手当普及員を養成し、更なる応急手当普及啓発を推進します。
- ➢ 市民向け応急手当ＷＥＢ講習等による効果的な普及啓発に取り組みます。

【中間報告】

応急手当普及啓発については、コロナ禍においても受講者数を制限し、感染防止対策を徹底した中で、令和３年度は 4,264 人、令和４年度は 6,726 人が講習に参加しました。また、５類に移行後については、コロナ前の受講者数に戻し、市民に応急手当の知識と技術を身につけていただくため、積極的な普及啓発を図り、市民救命力の向上に努めました。

応急手当講習会

施策の方向３	救急需要対策の推進

- ➢ 救急車の適正利用及びケガや事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進します。

【中間報告】

緊急度の有無を自らが判定し、救急車を適正に利用できるよう作成した、「救急車利用マニュアル」の配布を始め、救命講習会やあつぎ救急フェアなどのイベントなどを通じ、救急車の適正利用を推進しました。

また、家庭内や身近な生活の中で発生するケガについては、少しの注意や工夫で防げるものが多くあることから、実際に搬送した事例を基に救急事故を未然に防ぐための「予防救急」を市ホームページに掲載するとともに、各公民館などの公共施設に配架するなど、予防啓発に取り組みました。

あつぎ
救急フェア

単位施策３　地域や事業所と連携した火災予防対策の推進
≪火災予防対策の推進≫

現状と課題

火災件数は、減少傾向にあるものの、火災は様々な要因や不注意により発生することから、市民の防火意識を更に啓発し、住宅防火対策を推進するとともに、立入検査体制を強化し、事業所における防火管理体制の充実を図る必要があります。

施策の方向１	住宅防火対策の推進

- ➢　住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性について広く周知し、住宅防火対策を推進します。
- ➢　放火されない環境づくりに取組み、家庭や地域ぐるみによる火災予防対策を推進します。
- ➢　防火意識の普及啓発を図るため、幼児や小・中学生などの若い世代への防火教育に取り組みます。

【中間報告】

住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性と消火器を使った初期消火の方法について広く周知するため、広報用動画を作成し YouTube に公開しました。

また、ＳＮＳなどのデジタル配信のほか、火災予防に関する啓発のリーフレットやグッズを配布し、幅広い世代に向けた情報発信により防火対策を推進しました。

家庭や地域ぐるみによる火災予防対策の一環として、大型商業施設での火災予防啓発活動や一人暮らしの高齢者の自宅を訪問し、防火診断を実施するなど、火災予防対策の推進を図りました。

また、若い世代への防火教育については、小・中学生を対象とした夏休み消防体験教室を開催したほか、市内の保育園と幼稚園において防火教室を実施しました。

防火教室の様子

夏休み消防体験教室の様子

施策の方向２	防火管理体制の充実

➢　専門的知識を有する職員を養成し、違反対象物の是正指導を強化します。
➢　防火管理体制の強化を図るため、事業所の使用実態に応じた消防訓練を指導します。

【中間報告】

火災予防に関する高水準の専門的知識を有する職員を養成し、新たに予防技術資格者を認定しました。

また、本市において、社会的影響の大きな火災が発生したことから、類似火災の防止を図るため、緊急に特別査察を実施しました。

防火管理体制の強化を図るため、市内事業所の職員を対象に自衛消防隊消火指導会を開催しました。

特別査察

自衛消防隊消火指導会

施策の方向３	危険物施設の安全確保の強化

➢計画的な立入検査を実施し、自主保安体制の強化を促進します。

【中間報告】

危険物施設の安全確保や自主保安体制の強化を図るため、計画的に立入検査を実施しました。

（立入検査実施状況）

令和２年度　34 件
令和３年度　83 件
令和４年度　86 件
令和５年度　26 件

立入検査